

平成 30 年度プレミアム商品券発行事業

「プレミアム付びろう商品券 2018」取扱要領

志布志市商工会

1. 目 的

プレミアム商品券〔プレミアム率 20%〕を発行することにより、個人の消費喚起及び商工業振興を図ることを目的とする。

2. 実施主体

志布志市商工会

3. 販売期間及び販売場所

平成 30 年 9 月 1 日（土）販売開始 売切れ次第販売終了

9/1（土）、9/2（日）サンポートしぶしアピアでのみ販売

9/3（月）以降は志布志市商工会本所、松山支所、有明支所にて販売

販売時間は本所・支所とも午前 10 時から午後 4 時まで

売切れ次第販売終了となり、販売場所によっては販売期間内でも販売が終了する場合があります。

4. 商品券使用期限

平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

5. 取扱店

志布志市商工会の会員及び志布志市内に店舗を有する商工業者で登録申請してある取扱店。プレミアム付びろう商品券取扱店登録申請書の提出が必要。

[非会員も加盟店になれます。但し、加盟店登録料（15,000 円）及び換金手数料（2%）を徴収いたします。]申請と同時に会員加入申込された場合は、不要です。

6. 発行額・販売内容

販売金額 2 億に対し発行総額 2 億 4 千万円（20%の割増）

（10,000 円で 12,000 円分の商品券）額面 1,000 円です。

※ 1 冊 10,000 円でプレミアム付びろう商品券 1,000 円券 12 枚綴り

【大型店・一般商店共通券 5 枚＋一般商店専用券 7 枚】計 12 枚

※ 大型店とは、生鮮・衣料品等販売総合大型スーパーで

対象店舗は「サンキュー西志布志店」と「ニシムタ志布志店」となります。

※ 大型店（サンキュー、ニシムタ）では、大型店・一般商店共通券のみが利用可能。大型店以外の一般商店は、両方とも利用可能です。

7. 販売限度額及び販売対象者

1 人当たり 30,000 円（3 冊）までとし、志布志市民のみ購入できます。

購入限度額の確認等のため商品券購入申込書を提出させ、免許証・健康保険証等で身元確認を行う。【世帯全員分購入できるが購入者全員分の免許証・健康保険証等身分(住所確認できる所も)を証明できる書類の提示あるいはコピーが必要】
世帯毎に申込書を記入し、代理の場合、委任者の署名捺印が必要となります。
代理の方が委任により購入される場合は、申請者1人2世帯までとします。

8. 換金方法及び換金期限

志布志市商工会本所及び支所に、使用済み商品券（裏面に店印を押印）と商品券換金請求書を提出下さい。商品券の換金請求期限は平成31年2月15日(金)まで。
換金は、振込みで行います。振込みは、原則として換金請求書提出日の翌日から金融機関の5営業日以内に行います。

支所での換金請求書受付は曜日を指定させて頂きます。指定曜日以外は本所でのみ換金請求受付を行いますのでご了承ください。 支所の換金請求受付日は、
〔松山支所…毎週火曜日・有明支所…毎週木曜日〕を予定しています。

※ 換金手数料 … 商工会員の手数料は今までどおり発生しません。

商工会非会員は2%の換金手数料を徴収します。

※ 振込手数料は、いままでどおり商工会で負担しますのでかかりません。

9. その他確認事項（重要） 特に●印のところは十分注意をお願いします。

- ① 買い物時において、釣銭はできません。
- ② 商品券の受取りを拒んではいけません。
- ③ 商品券の交換・譲渡・売買は禁止です。
- ④ 使用されていない商品券は、換金はしてはいけません。
- ⑤ 自店でお客様が使用された商品券を他店で使用することはできません。
- ⑥ 取扱店の経営者、家族、従業員が購入し、自店で換金することはできません。
- ⑦ 不正な換金があった場合は、換金の返還を求めます。経営者等が購入して、自店で換金した場合も同様です。（商品券のバーコードで照合を行います。）
- ⑧ プレミアム付びろう商品券取扱店は、お客様に分かる場所に、必ず「取扱店ポスター」を掲示してください。

※ 申請された取扱加盟店には、後日、取扱店ポスター、換金請求書、換金方法などの関係書類を配布いたします。（8月中旬以降予定）

※ この取扱要領（案）でプレミアム付びろう商品券事業を実施いたしますが、都合により一部変更になる場合には、その都度、ご連絡いたします。

取扱加盟店として、会員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎ご不明な点やお聞きになりたいことは、商工会本所まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 志布志市商工会 本所(☎ 472-1108)